

(その他に記入された内容)

カルテの開示を優先すべし

すでに個人情報にかかる保護条例を有している

どのように影響するのか判断できない

レセプトの内容を盗んで何に利用するか不明

レセプト電算化が進んだ時点で判断する

何も考えてない

基本的にはいいことであるが、合併を控えているので不明

基本的には良いことではあるが、体制強化にはかなり負担増がみこまれるので協力に消極的である

基本的に良いことではあるが、実務的にかなり煩雑になる面や今より時間がかかるものがでてくるためある程度の範囲をきめて運用する必要があると考える

協力すべきと考えるが法律に定める個人情報の範囲を明確にしてほしい。

現況と比較し、あまりイメージがわからない。保管場所を厳重にすることか。

現在でも守秘義務があるのだからそれでいいと思う。

現状でも診療報酬明細書等の情報は保護されているが情報管理体制が明確になっているとはいえないので、明文化する等管理体制を明確にすることは良いことであるとする。

現状維持で対応は充分と思われる

個人情報管理には慎重を規すのは当然であるが他の組合との共同事業等、保健事業を実施する場合多くの問題が生じると考えられる

厚生労働省からガイドライン等が示された後規則等を整備する必要があると考える

国・県の動向や指導及び近隣町の対応に準じる

最小限の負担で積極的に協力すべきである

実質的に良いものは取り組むが形式的な強化には消極的である

出来るところから改善をはかっている。

小規模保険者なのでこれまで個人情報に関する問題が発生したことが一切なく担当者の常識的な配慮により個人情報の対策がとれていた。ただし今後電子化等に移行した場合は1番の考え方による

対応は困難であるがせざるを得ないと考える

必要最低限の対応をする

保険者の対策内容が不明

7. 8

(1) 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況(問い 8-1)

業務を独自に行っている保険者が 40%、業務のほとんどを外部委託している保険者が 37%、半分以上を外部委託している保険者が 15%、半分以下を外部委託している保険者が 8%であった。

保険者の種類別にみると、単一健保の 4 割がほとんどの業務を外部委託しており、2 割が半分以上を外部委託している。総合健保では 5 割が業務を独自に行っており、2 割がほとんどの業務を外部委託、2 割が半分以上を外部委託している。市町村では、5 割が業務を独自に行っており、4 割弱がほとんどの業務を外部委託、国保では、6 割が業務を独自に行っており、2 割がほとんどの業務を外部委託している。

保険者の規模別にみると、ほとんどの業務を外部委託しているのは、規模の小さな保険者に多く、被保険者数が 10,000 以下の保険者の 4 割程度、逆に 100,000 以上の保険者では 2 割程度であった。逆に保険者業務を独自に行っているのは、規模の大きな保険者に多く、被保険者数が 50,000 以上の保険者では 5 割程度、逆に 10,000 以下の保険者では、4 割以下であった。

表 7.8.1 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況

有効回答	ほとんどを外部委託	半分以上を外部委託	半分以下を外部委託	独自で行っている
1383	509	202	116	556
	(36.8%)	(14.6%)	(8.4%)	(40.2%)

表 7.8.2 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況(保険者の種類別)

	ほとんどを外部委託	半分以上を外部委託	半分以下を外部委託	独自で行っている
健康保険組合 (単一健保)	187	105	52	101
	(42.0%)	(23.6%)	(11.7%)	(22.7%)
健康保険組合 (総合健保)	17	15	6	37
	(22.7%)	(20.0%)	(8.0%)	(49.3%)
市町村	292	77	54	386
	(36.1%)	(9.5%)	(6.7%)	(47.7%)
国民健康 保険組合	12	4	4	31
	(23.5%)	(7.8%)	(7.8%)	(60.8%)
その他	1	1	0	1
	(33.3%)	(33.3%)	(0.0%)	(33.3%)

表 7.8.3 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況(保険者の規模別)

	ほとんどを 外部委託	半分以上を 外部委託	半分以下を 外部委託	独自で行っている
0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
5000 以下	298	101	57	286
	(40.2%)	(13.6%)	(7.7%)	(38.5%)
5001~10000 以下	90	34	16	89
	(39.3%)	(14.8%)	(7.0%)	(38.9%)
10001~50000 以下	83	49	23	126
	(29.5%)	(17.4%)	(8.2%)	(44.8%)
50001~100000 以下	10	4	7	21
	(23.8%)	(9.5%)	(16.7%)	(50.0%)
100000 以上	6	6	5	16
	(18.2%)	(18.2%)	(15.2%)	(48.5%)

図 7.8.1 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況

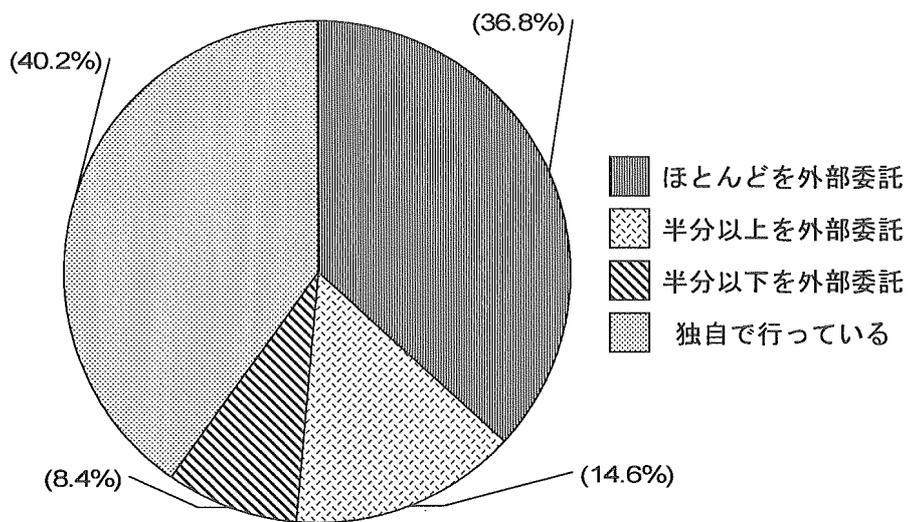
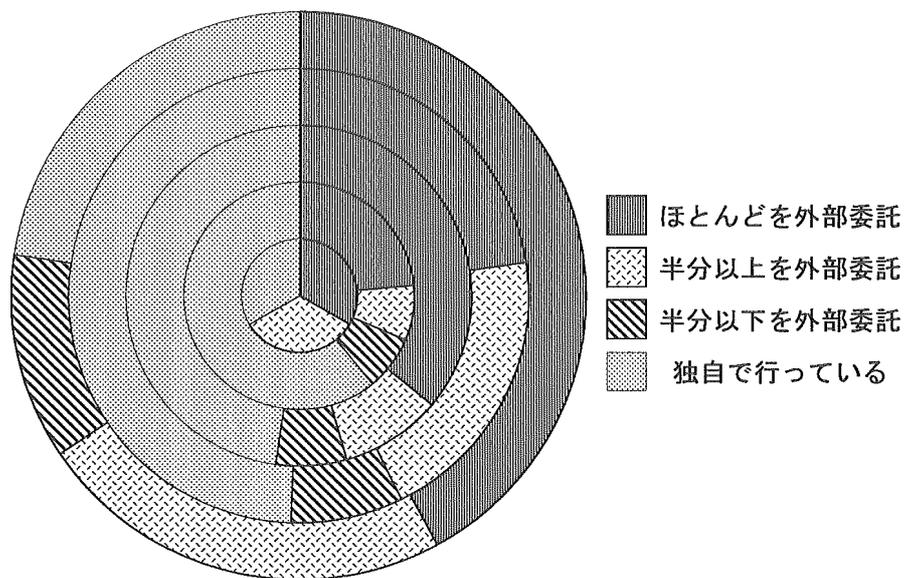
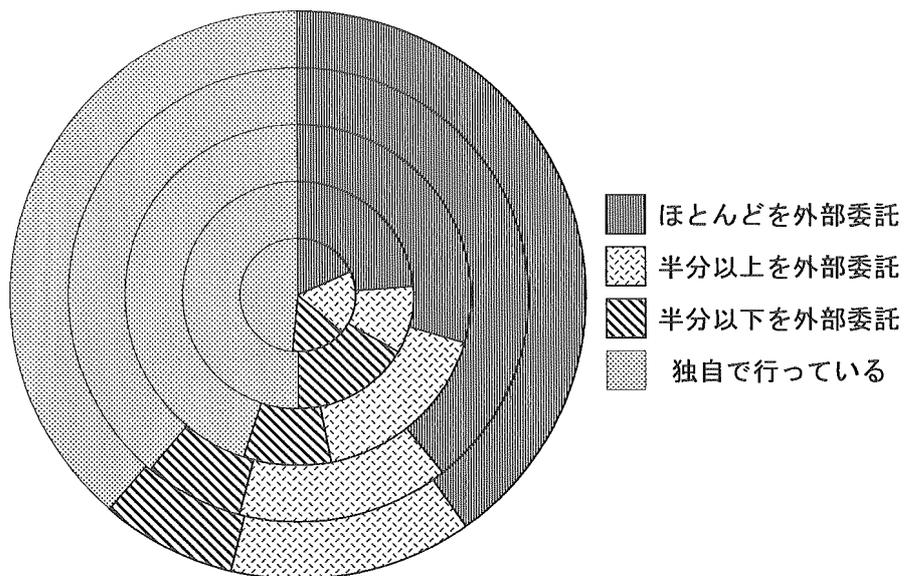


図 7.8.2 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況(保険者の種類別)



外周より、単一健保、総合健保、市町村、国民健保、その他の順序

図 7.8.3 診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況(保険者の規模別)



外周より、5000以下、5001~10000以下、10001~50000以下、
50001~100001以下、100000以上の順序

(2) 外部委託を行う際の個人データの安全管理についての規定（問い 8-2）

外部委託を行っている保険者のうち 9 割以上が、契約上でデータの守秘義務について取り決めをしている。保険者の種類別にみると、単一・総合健保、市町村のいずれも 8-9 割は取り決めをしていたが、国保のみは取り決めをしているのが 6 割と比較的少なかった。

表 7.8.4 外部委託を行う際の個人データの安全管理についての規定

有効回答	守秘義務取決めをしている	守秘義務について 特段言及ない	業務委託をしていない
801	753	44	4
	(94.0%)	(5.5%)	(0.5%)

表 7.8.5 外部委託を行う際の個人データの安全管理についての規定(保険者の種類別)

	守秘義務取決めをしている	守秘義務について 特段言及ない	業務委託をしていない
健康保険組合 (単一健保)	337	4	0
	(98.8%)	(1.2%)	(0.0%)
健康保険組合 (総合健保)	34	3	0
	(91.9%)	(8.1%)	(0.0%)
市町村	369	29	4
	(91.8%)	(7.2%)	(1.0%)
国民健康 保険組合	11	8	0
	(57.9%)	(42.1%)	(0.0%)
その他	2	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)

図 7.8.4 外部委託を行う際の個人情報の安全管理についての規定

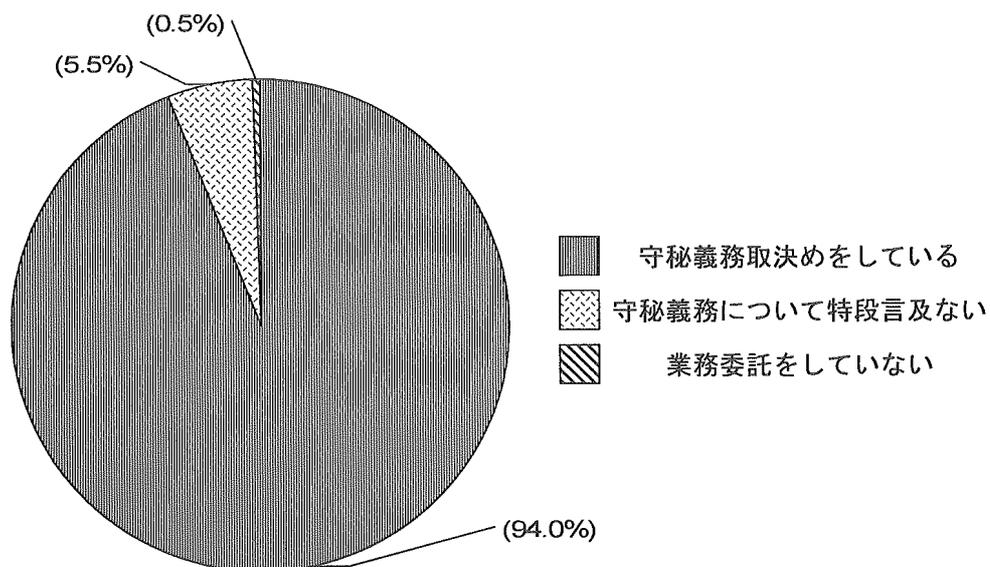
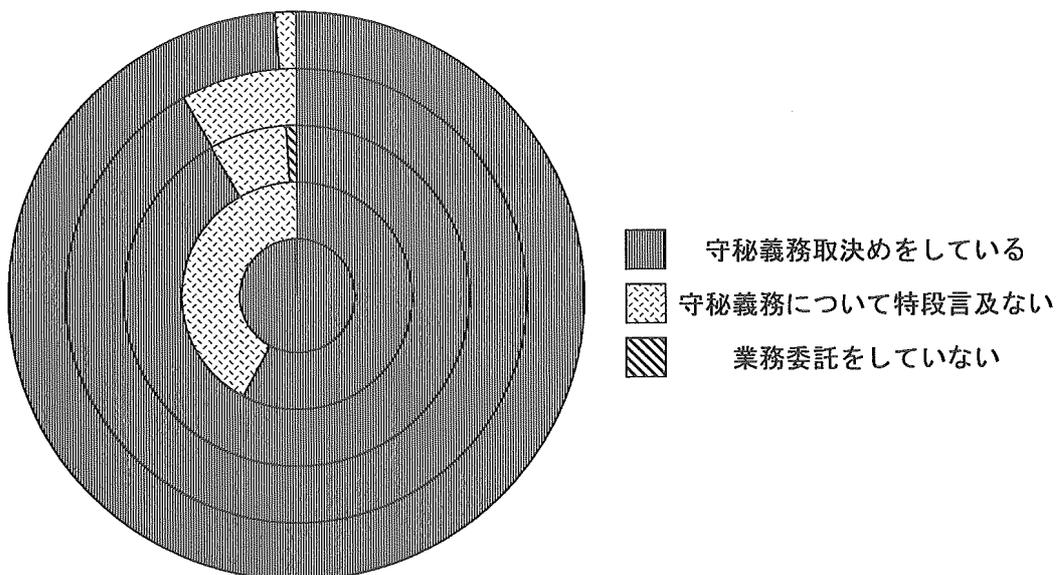


図 7.8.5 外部委託を行う際の個人情報の安全管理についての規定(保険者の種類別)



外周より、単一健保、総合健保、市町村、国民健保、その他の順序

7.9

(1) 第3者への情報提供の件数 (問い9-1(1))

平成15年12月に診療報酬明細書の記載内容等の情報を、何らかの形で第3者に提供した保険者は136(回答のあった保険者のうちの15%)について、情報提供件数の内訳を見ると、10件未満の保険者が83(提供した保険者のうちの約5割)、10件以上100件未満が21、100件以上1,000件未満が13、1,000件以上が19であった。なお、該当機関にまったく情報提供した実績のない保険者は784(回答のあった保険者のうちの85%)であった。

表 7.9.1 第 3 者への情報提供の有無と件数(1ヶ月あたり)

有効回答	情報提供なし	情報提供あり				
		920	784	136		
	(85.2%)	(14.8%)				
		1 未満	1-9	10-99	100-999	1000 以上
		18	65	21	13	19
		(13.2%)	(47.8%)	(15.4%)	(9.6%)	(14.0%)

図 7.9.1 第 3 者への情報提供の有無(1ヶ月あたり)

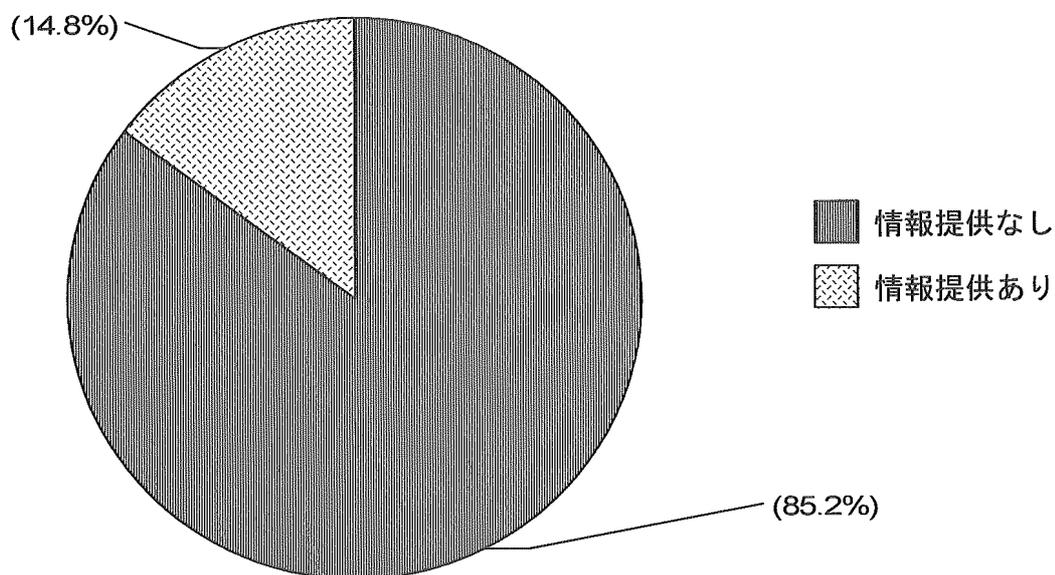
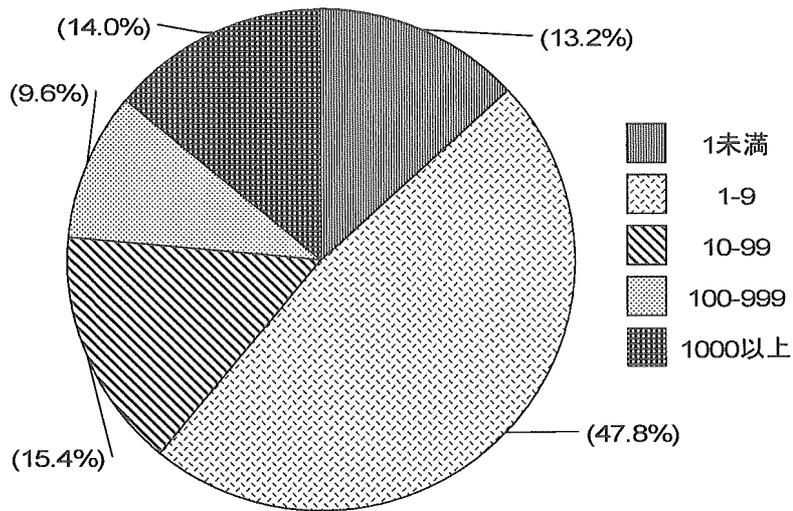


図 7.9.2 第3者への情報提供の件数



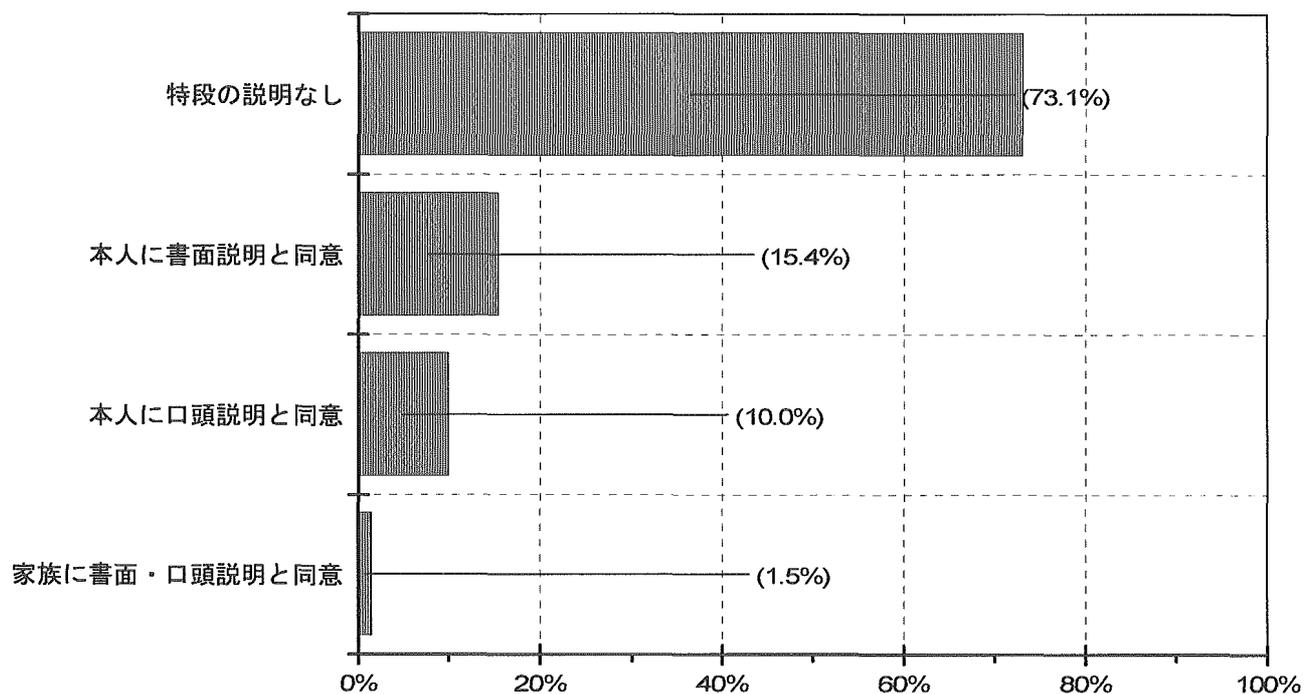
(2) 第3者への情報提供の際の患者本人の同意取得の状況（問い9-1(2)）

本人に書面で説明して同意をとっている保険者が15%、口頭で説明して同意をとっている保険者が10%、家族に説明して同意をとっている保険者が2%、特段の説明を行っていない保険者が73%であった。保険者の種類による差はあまりみられなかった。

表 7.9.2 第 3 者への情報提供の際の患者本人の同意取得の状況

有効回答	本人に書面説明 と同意	本人に口頭説明 と同意	家族に書面・ 口頭説明と同意	特段の説明なし
130	20	13	2	95
	(15.4%)	(10.0%)	(1.5%)	(73.1%)

図 7.9.3 第 3 者への情報提供の際の患者本人の同意取得の状況



(3) 第3者に情報提供する際に用いる資料等（問い9-1(3)）

第3者に情報提供をする際に、診療報酬明細書等のコピーを提供するとした保険者が74%、また実物を提供するとした保険者が17%であった。

電話やファックスを活用して情報を提供する保険者は5%のみであり、電子メール等を利用している保険者はいなかった。

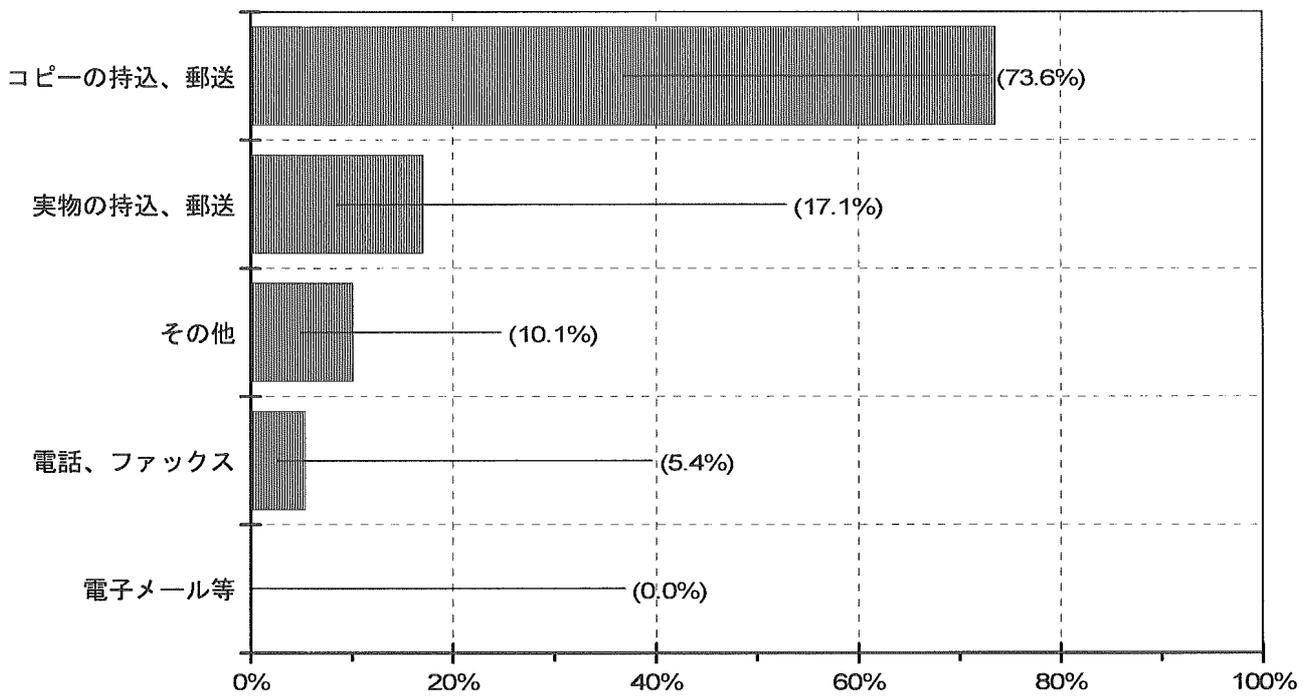
なお、情報の保護については、宅配便での送付からハガキの郵送まで保険者により幅がみられた。

また、保険者の種類による差はあまりみられなかった。

表 7.9.3 第 3 者に情報提供する際に用いる資料等

有効回答	実物の持込、 郵送	コピーの持込、 郵送	電話、 ファックス	電子メール等	その他
129	22	95	7	0	13
	(17.1%)	(73.6%)	(5.4%)	(0.0%)	(10.1%)

図 7.9.4 第 3 者に情報提供する際に用いる資料等



(その他に記入された内容)

MO で郵送

ハガキに必要な情報のみ記載(郵送)

閲覧

該当事項の回答情報公開室における開示コピー

鍵のかかるジュラルミントランク、宅急便にて送付

実物の内容の一部を転記して郵送

実物を扱い者本人に手渡

所定の様式(文面)

照会事項のみ

専用宅配便

相手方の書式に必要な部分を記入する

病名等は伏せて、簡略化したものを郵送

(4) 提供する資料の個人識別に対する配慮（問い 9-1(4)）

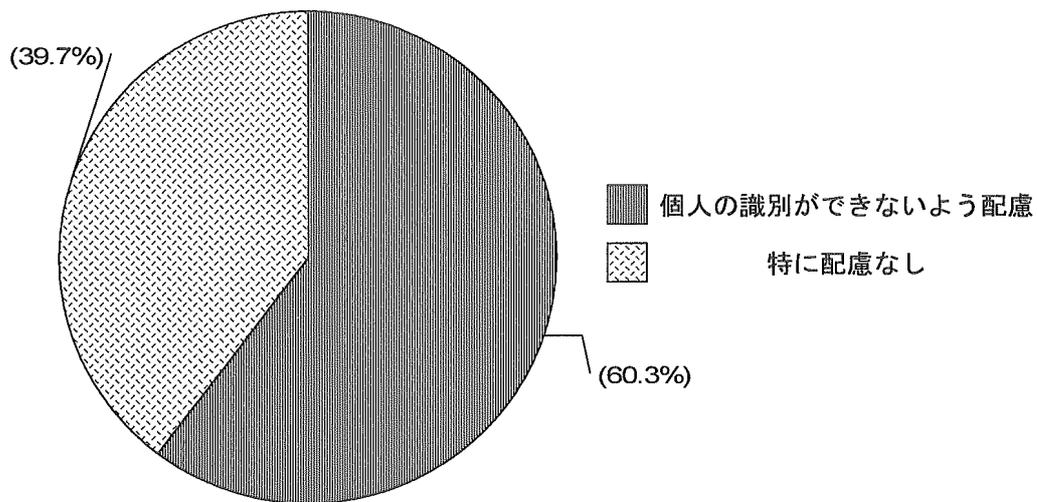
第三者に提供する情報の個人識別ができるかどうかについては、一般的に識別できないように配慮している保険者が 60%、特に配慮をしていない保険者が 40%であった。

保険者の種類毎にみると、総合健保で配慮している保険者が 85%と少し高かったほかは、大きな差はみられなかった。

表 7.9.4 提供する資料の個人識別に対する配慮

有効回答	個人の識別ができないよう配慮	特に配慮なし
126	76	50
	(60.3%)	(39.7%)

図 7.9.5 提供する資料の個人識別に対する配慮



(5) 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用（問い 9-2(1)）

ほとんどの保険者(95%)が、診療報酬明細書等の情報を学術研究のために提供または利用したことがなかったが、35の保険者(全体の3%)は、識別できる状態で診療報酬明細書等の情報を学術研究のために提供または利用したことがあると回答した。